

平成 1 8 年度事業報告書

基礎的電気通信役務支援機関
社団法人 電気通信事業者協会

平成18年度事業報告書

当協会は、電気通信事業法第106条に基づき、基礎的電気通信役務の提供を確保するため、当該役務を提供する適格電気通信事業者に対して交付金を交付するとともに、当該交付金の交付に要する費用に充てるため、接続電気通信事業者等から負担金を徴収すること等を業務とする基礎的電気通信役務支援機関として、平成17年12月9日付けで総務大臣の指定を受け平成18年6月から業務を開始した。具体的な実施内容は以下のとおりである。

1 適確な支援業務の執行

(1) 支援業務体制等の整備

支援業務に関する事務及び支援業務諮問委員会への諮問に対する事務を所掌させるため、6月1日に支援業務室を設置し、支援業務を専担する常勤職員として支援業務員を配置した。

また、支援業務を適正かつ効率的に実施するために必要な事務室、OA機器、保管ロッカーなどの設備を整備した。

(2) 支援業務規程等の整備

電気通信事業法第116条において準用する第79条第1項に規定する基礎的電気通信役務支援業務規程をはじめ、支援業務諮問委員会運営規程、情報公開規程などを策定したほか、負担金納付に関する手引きなどのマニュアルを策定した。

また、負担金納付に関する手引きについては負担対象事業者全てに配布し負担金の納付事務等に活用したこととした。

(3) 支援業務諮問委員会の設置と運営

学識経験者及び主要な電気通信事業者で構成する支援業務諮問委員会を設置し、第1回諮問委員会を7月19日に開催し、以後、9月及び19年2月に開催。交付金の額及び交付方法並びに負担金の額の及び徴収方法、平成19年度事業計画(案)及び収支予算(案)など支援業務の実施に関する重要事項について諮問を行い、答申を頂いた。

(4) 支援業務の実施

平成18年度においては、適格電気通信事業者に対する交付金の交付、負担対象事業者に対する負担金の徴収に向け、以下のとおり各種の業務を

行った。

番号単価の算定

9月に合算番号単価及びN T T東西ごとの番号単価を算定し、公表するとともに、総務大臣、適格電気通信事業者及び負担対象事業者へ通知を行なった。

交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法についての認可

電気通信事業法第109条第1項に基づき交付金の額及び交付方法についての認可申請を、また同法第110条第2項に基づき負担金の額及び徴収方法についての認可申請を、それぞれ9月15日に総務大臣に対して行い、11月22日に認可となった。

負担金の額及び徴収方法の認可を受け、同法第110条第3項に基づき負担対象事業者に対し認可事項の通知を行なった。

交付金の交付及び負担金の徴収に向けた体制の整備

交付金の交付及び負担金の徴収の業務を開始することに伴い、これらの新規業務を確実に、かつ、迅速に行うための情報処理システム「負担金交付金事務管理システム」を整備するとともに負担対象事業者向けに「負担金納付に関する手引き」を作成し配布するなど体制の整備を行った。また、負担金の徴収事務が新たに開始されることから1名の増員措置を4月1日から行うこととして準備を進めた。

2 周知・広報活動等の実施

(1) ユニバーサルサービス制度の周知・広報活動

新聞広告掲載による周知

ユニバーサルサービス制度を広く周知するため9月の番号単価算定時及び11月の交付金、負担金関係の認可時の2回にわたり全国50紙の新聞(朝刊)にユニバーサルサービス制度に関する広告を掲載し(半5段サイズ、モノクロ)周知を図った。

ホームページを活用した周知広報活動

協会ホームページ内にユニバーサルサービス制度の専用サイトを設け、制度の概要、番号単価算定方法、負担対象事業者名、Q & A、関係規程などを掲載し周知を図った。このユニバーサルサービス専用サイトへのアクセス数は最大で月7万、1日で最大アクセス数1万超の日もあった。

報道発表

6月には支援業務の開始やユニバーサルサービス制度のホームページ開設について報道発表。9月には番号単価算定、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請の内容、11月には認可の内容を報道発表し広く周知を図った。

また、12月には一般利用者への情報提供の観点から負担対象事業者のユニバーサルサービス料の設定状況の調査結果を、更に2月には負担対象事業者から電気通信番号の提供を受けて電気通信サービスを提供している電気通信事業者のユニバーサルサービス料の設定状況の調査結果について報道発表を行ない周知を図った。

その他の周知広報活動

9月にユニバーサルサービス制度の概要を記載したパンフレット（A4版1枚もの）を2万部作成し、関係団体及び電気通信事業者などに配布し周知を図った。

(2) 問い合わせ対応

一般利用者からの問合せに対応するため関係者の協力を得て統一スク립トを作成し、これを参考に日常的に支援業務室において利用者からの問合せに対応したほか、9月の番号単価算定時から2週間程度、また11月の交付金、負担金関係の認可時から年度末まで、それぞれコールセンターを開設し一般利用者からの問合せに対応した。

コールセンターでの問合せ状況は、最も多い月で1ヶ月間600件超、1日最大で80件となっている。

3 情報公開の実施

支援機関の収支予算、支援業務諮問委員会の審議模様、番号単価の算定方法や関係規程類など支援機関の情報に加え、負担対象事業者のユニバーサルサービス料の設定状況などの情報をホームページに掲載するなどして情報の公開に努めた。